

8 DV・ストーカー被害者など困難な問題を抱える女性等への総合的な支援について

令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援法」という。）が施行され、これまでの婦人保護事業から大幅に支援対象が拡大されるなど、社会全体での支援の充実が求められている。

こうした中、神奈川県でストーカー被害を訴えていた女性が命を失うといった大変痛ましい事件が発生し、全国でもDV・ストーカー被害報道が相次いでいる。

DV・ストーカー被害者など、困難な問題を抱える女性等の支援においては、DV、生活困窮、子どもの養育、心身の不調等、多様化、複合化した課題への対応が必要である。

当事者目線に立った支援を実施するためにも、女性相談支援員など支援人材の確保や、多様なニーズに対応できる一時保護や女性自立支援施設のあり方、民間団体との連携強化、DV・ストーカー加害者への対応など、支援体制の充実を図る必要がある。

また、支援にあたっては、DV防止法・ストーカー規制法・女性支援法による施策のみならず、関連施策との連携、さらには警察、他自治体、民間団体等との連携が必須であるが、共通の相談・支援記録等の作成・管理や情報共有のシステムが確立されていない。

これらの課題を踏まえ、DV・ストーカー被害者など、困難な問題を抱える女性等支援に関連して、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 自治体における女性相談支援員の配置促進に向け、必要な人員体制を示すとともに、自治体の人材確保・育成や、民間団体の運営基盤の安定強化を支援するため、継続的な財政支援の充実を図ること。

- 2 女性の多様なニーズに応じて自治体が事業を展開しやすくなるよう、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準の緩和などの制度改正や、女性支援への国庫補助要件の多様化、弾力化を図ること。
- 3 一時保護中であっても速やかに医療を受けられる制度を整備し、必要な財政措置を講じること。
- 4 相談・支援記録や統計データの作成を効率化し、関係機関相互の連携に資するよう、国として女性支援のためのシステムを早急に構築すること。又は、自治体が当該システムを構築できるよう財政措置を講じること。
- 5 「配偶者暴力加害者プログラム」の有効性を検証し、ストーカー加害者も対象に含めた新たなプログラムを作成すること。
また、DV・ストーカー加害者に、こうした再発防止に向けたプログラムの受講や、医療機関の受診を義務付けるなど、必要な法整備を行うとともに、自治体への支援策を講じること。